

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則		デジタル推進課		
【規則】				
○ 知事指定薬物の指定の失効		医薬安全課		
○ 指定通所支援の事業の廃止の届出		指導監査課		
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定		〃		
○ 漁業の免許		水産課		
【公告】				
○ 落札者等の決定		危機管理課		
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		経営支援課		
○ 土地改良区役員の退任及び就任届		耕地課		
○ 土地改良区の定款変更の認可		〃		
○ 〃		〃		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課		
○ 〃		〃		

◎岡山県規則第五十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「第七十条第二号」を「第七十条第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第七十条第二号に掲げる事務 当該確認に係る受給権者に係る就学支援金の支給に関する情報

第三条第六項第二号中「第七十条第二号」を「第七十条第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第七十条第二号に掲げる事務 当該確認に係る受給権者に係る就学支援金の支給に関する情報

第四条第一項第一号中「第二百二十七条第一号ノ」を「第二百二十七条第一号オ」に改め、同項第二号中「第二百二十七条第一号オ」を「第二百二十七条第一号ク」に改め、同条第二項第一号中「第四十四条第一号ノ」を「第四十四条第一号ヤ」に改め、同項第二号中「第四十四条第一号オ」を「第四十四条第一号マ」に改め、同条第三項第一号中「第六十六条第一号ノ」を「第六十六条第一号ヤ」に改め、同項第二号中「第六十六条第一号オ」を「第六十六条第一号マ」に改め、同条第四項第一号中「第六十五条第一号に」を「第六十五条第三号に」に改め、同号イ中「第六十五条第一号ロ」を「第六十五条第三号ロ」に改め、同項第二号中「第六十五条第二号に」を「第六十五条第四号に」に改め、同号イ中「第六十五条第二号イ」を「第六十五条第四号イ」に改め、同号ロ中「第六十五条第二号ロ」を「第六十五条第四号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百八十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 (ハR)―N・N―ジエチル―フェロセノイル―六―メチル―九―十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一Fe―LSD）及びその塩類
- 2 N・N―ジエチル―二―〔四―二―フルオロエトキシ〕フェニル―メチル―五―ニトロ―H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―イル）エタン―アミン（通称名Fluetonitazene）及びその塩類
- 3 N・N―ジエチル―二―〔四―二―メチルプロポキシ〕フェニル―メチル―五―ニトロ―H―ベンゾ〔d〕イミダゾール―イル）エタン―アミン（通称名Isobutonetazene）及びその塩類
- 4 N―二―〔五―メトキシ―H―インドール―三―イル〕エチル―二―メチルプロパン―アミン（通称名五―MeO―NiBT、五―MeO―iBT）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第五号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和八年八月二十八日

◎岡山県告示第三百八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があつた。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

よつばのクローバー 長船

2 所在地

瀬戸内市長船町福岡五〇〇番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社安心ライフサポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区春日町五番二〇号アルファ春日町一〇三号室

三 廃止年月日

令和八年八月三十一日

四 事業所番号

三三五一二〇〇〇七〇

五 サービスの種類

児童発達支援

◎岡山県告示第三百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 GON選択支援事業所
 - 2 所在地 津山市山下一八一二 五二山下ビル一階
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 Gon合同会社
 - 2 主たる事務所の所在地 岡山市北区天瀬二番二一号二階
- 三 指定年月日 令和八年九月一日
- 四 事業所番号 三三一〇三〇一〇五〇
- 五 サービスの種類 就労選択支援

◎岡山県告示第三百八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和八年九月一日次のとおり漁業の免許をした。
令和八年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

免 許 番 号	岡 区 第 八 十 四 号
海 区 漁 場 計 画 の 告 示 番 号	令 和 八 年 岡 山 県 告 示 第 二 百 八 十 四 号
漁 業 権 者 の 名 称	下 津 井 地 区 漁 業 協 同 組 合 連 合 会 児 島 漁 業 協 同 組 合 下 津 井 漁 業 協 同 組 合 第 一 下 津 井 漁 業 協 同 組 合
免 許 の 内 容 、 条 件 及 び 存 続 期 間	海 区 漁 場 計 画 の 告 示 に よ る 海 区 漁 場 計 画 の と お り

〔四〇九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業移動無線システム機器製作業務

二 契約期間

契約締結日から令和十年二月二十六日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和八年八月二十日

五 落札者の名称及び所在地

山陽電子工業株式会社

岡山市中区長岡四番七三号

六 落札金額

四一四、一五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三七、六五〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札公告日

令和八年七月十日

〔四一〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン和気A地区

所在地 和気郡和気町福富四四二番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

代表者の氏名 代表取締役 加藤 久誠

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

（変更後）名称 株式会社フジ

住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 山口 晋

4 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日

令和八年八月二十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年九月四日から令和九年一月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

令和8年9月4日 岡山県公報 第12834号

〔四一二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年九月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

里山田土地改良区

二 認可年月日

令和八年八月三十一日

令和8年9月4日 岡山県公報 第12834号

〔四一三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年九月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

明治土地改良区

二 認可年月日

令和八年八月三十一日

〔四一四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字ムクロ山一三三四番三、一三三四番五、一三三四番九、一三三四番

一一、一三三四番一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西中新田四九四番地一 プラントール大高Ⅰ棟一〇一号

新山 智大

新山 遥佳

三 許可年月日及び許可番号

令和八年四月十四日岡山県指令建指第一三号

〔四一五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年九月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字ムクロ山一三三四番一五、一三三四番一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南一丁目一番地二八 パラシオン一〇一

木下 隆治

木下 浩子

三 許可年月日及び許可番号

令和八年四月十四日岡山県指令建指第一四号